第百三十六条第三項第六号中「後退灯」の下に「（後面が左右対称でない自動車に備えるものを除く。）」を加え、「第128条第３項第５号の基準に準じた」を「後面に２個以上の後退灯が取り付けられている場合において、少なくとも２個が車両中心面に対して対称な位置に取り付けられた」に改める。

第百四十一条第二項中「93dB」を「87dB」に改め、同条第三項第四号を次のように改める。

四　次に掲げるいずれかの方法により試験電圧を供給するものとする。

イ　原動機を停止させた状態で、当該自動車のバッテリから供給する方法

ロ　原動機を暖機し、かつ、アイドリング運転している状態で、当該自動車のバッテリから供給する方法

ハ　警音器の警報音発生装置の電源端子に接続された外部電源から、別添74「警音器の警報音発生装置の技術基準」3.2.3.の規定による試験電圧を供給する方法

第百五十九条第一項第六号ハ中「同規則第４改訂版補足第７改訂版」を「同規則第４改訂版補足第９改訂版」に改める。

第百七十四条第一項第一号ロ中「燃料漏れ」の下に「があるもの」を加え、「発生するおそれが」を「を発生するおそれ」に改める。

第百七十六条第一項第一号イ中「容器検査」を「容器再検査」に改める。

第百七十七条第三項第二号中「（同規則第２改訂版補足改訂版の規則5.1.1.5.に限る。）」を「（同規則第２改訂版補足第２改訂版の規則5.1.1.5.に限る。）又は協定規則第136号の技術的な要件（同規則の規則5.1.1.5.に限る。）」に改め、同項第九号中「水素ガスが滞留しないように換気扇又は換気ダクト等を備えるとともに、」を「換気扇又は換気ダクト等を備える等、水素ガスが滞留しないようにするとともに、」に改め、同項第十号中「自動車が停車した」を「自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。以下この号において同じ。）が停車した」に改め、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二　原動機用蓄電池は、自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。）の動揺により電解液が漏れない構造であること。

第百八十六条第一項第六号中「ただし、」の下に「運転者席と並列な座席のみを備えている自動車、年少者用補助乗車装置取付具が取り付けられた座席を取り外す改造がされた自動車又は」を加える。

第百九十一条第二項第二号に次のただし書を加える。

ただし、当該乗降口とは別に設ける乗降口であって、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあっては、この限りでない。

第百九十五条第一項中「窓ガラスの安全ガラス等」を「窓ガラス」に、「とする。」を「（協定規則第43号改訂版補足第４改訂版の規則1.(i)及び(ii)に係る窓ガラスを除く。）とする。」に改める。

第百九十六条第一項第三号中「同規則第４改訂版補足第２改訂版」を「同規則第４改訂版補足第３改訂版」に改める。

第二百十四条第三項第六号中「後退灯」の下に「（後面が左右対称でない自動車に備えるものを除く。）」を加え、「第206条第３項第５号の基準に準じた」を「後面に２個以上の後退灯が取り付けられている場合において、少なくとも２個が車両中心面に対して対称な位置に取り付けられた」に改める。

第二百十五条第四項第十五号中「方向指示器のH面の高さが地上750㎜未満となるように取り付けられている場合にあっては、同表イ及びハの基準中「下方15°」とあるのは「下方５°」とし、」を削る。

第二百十九条第二項第一号中「93dB」を「87dB」に改め、同条第三項第四号を次のように改める。

四　次に掲げるいずれかの方法により試験電圧を供給するものとする。

イ　原動機を停止させた状態で、当該自動車のバッテリから供給する方法

ロ　原動機を暖機し、かつ、アイドリング運転している状態で、当該自動車のバッテリから供給する方法

ハ　警音器の警報音発生装置の電源端子に接続された外部電源から、別添74「警音器の警報音発生装置の技術基準」3.2.3.の規定による試験電圧を供給する方法

第二百二十七条第一項第六号ハ中「同規則第４改訂版補足第７改訂版」を「同規則第４改訂版補足第９改訂版」に改める。

第二百四十八条第一項中「保安基準第63条第２項の告示で定める基準は、」の下に「別添68「後部反射器の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては同別添の別紙５の3.1.の規定中「次表に示した値」とあるのは「次表に示した値に対して80％」と、同別添の別紙５の3.2.の規定中「上表に示した値」とあるのは「上表に示した値の80％」と読み替えるものとする。なお、付随車に備えるものにあっては、」を加え、同項第一号を削り、同項第二号中「付随車に備える」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号から第五号を一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「次の各号に掲げる基準とする。この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」」を「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に改め、同項各号を削る。

第二百五十二条第一項第一号の二中「同規則第４改訂版補足第２改訂版」を「同規則第４改訂版補足第３改訂版」に改め、同項第三号中「同規則第４改訂版補足第２改訂版」を「同規則第４改訂版補足第３改訂版」に、「協定規則第41号第４改訂版補足第２改訂版」を「協定規則第41号第４改訂版補足第３改訂版」に改める。

第二百六十六条第二項第一号中「93dB」を「87dB」に改め、同条第三項第四号を次のように改める。

四　次に掲げるいずれかの方法により試験電圧を供給するものとする。

イ　原動機を停止させた状態で、当該自動車のバッテリから供給する方法

ロ　原動機を暖機し、かつ、アイドリング運転している状態で、当該自動車のバッテリから供給する方法

ハ　警音器の警報音発生装置の電源端子に接続された外部電源から、別添74「警音器の警報音発生装置の技術基準」3.2.3.の規定による試験電圧を供給する方法

第二百八十条第一項第三号及び第四号中「同規則第４改訂版補足第２改訂版」を「同規則第４改訂版補足第３改訂版」に改め、同項第五号ロ中「協定規則第41号第４改訂版補足第２改訂版」を「協定規則第41号第４改訂版補足第３改訂版」に改める。

第二百八十二条第二項第一号中「93dB」を「87dB」に改め、同条第三項第四号を次のように改める。

四　次に掲げるいずれかの方法により試験電圧を供給するものとする。

イ　原動機を停止させた状態で、当該自動車のバッテリから供給する方法

ロ　原動機を暖機し、かつ、アイドリング運転している状態で、当該自動車のバッテリから供給する方法

ハ　警音器の警報音発生装置の電源端子に接続された外部電源から、別添74「警音器の警報音発生装置の技術基準」3.2.3.の規定による試験電圧を供給する方法

第二百八十四条第一項第三号中「同規則第４改訂版補足第２改訂版」を「同規則第４改訂版補足第３改訂版」に改める。

別添五十二4・23・6・1・2・1・中「同規則改訂版補足第７改訂版の規則」を「同規則改訂版補足第７改訂版」に改める。

別添六十三3・1・及び3・2・中「３の試験」を「２．の試験」に改める。

別添七十一5・2・中「高度」を「光度」に改める。